

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書 (素案)」について……………	1
II	神奈川県食育推進計画の改定素案について……………	4
III	在日米軍基地におけるPFOS等の安全管理について……………	7
IV	かながわ農業活性化指針の改定素案について……………	12

I 「かながわランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（素案）」について

1 趣旨

令和元年7月に「かながわランドデザイン 第3期実施計画」（以下「第3期実施計画」という。）を策定し、計画を推進してきたが、令和4年度は「第3期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

政策のマネジメント・サイクルでは、計画の最終年度において、政策全般について点検を行うこととしている。

また、「かながわランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）についても、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしている。

そこで、「基本構想」及び「第3期実施計画」の点検を行い、神奈川県総合計画審議会の審議を経て、その点検結果について、「かながわランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（素案）」（以下「点検報告書（素案）」という。）としてとりまとめた。

2 経緯

- ・ 令和4年5月30日から6月3日に書面開催した神奈川県総合計画審議会で、『第3期実施計画』点検基本方針』について審議し、了承された。
- ・ 令和4年11月14日開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（素案）」について審議し、了承された。

3 「点検報告書（素案）」の概要

(1) 「基本構想」の点検

神奈川が人口減少局面に入ったこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活困窮や社会的孤立など社会に潜在していた課題が急速に顕在化したこと、また、社会のデジタル化が加速したこと、脱炭素社会に向けた動きが国内外で活発化していることなど、「基本構想」策定以降の社会環境の変化について整理した。その上で、「基本構想」に示した「基本目標」や「政策の基本方向」について検証を行った。

(2) 「第3期実施計画」の点検

ア プロジェクトの点検

23のプロジェクトごとに、次のとおり点検を行った。

- ・ 「総合分析」として、プロジェクトのねらいに向けた取組みの全体像を整理した。
- ・ 「指標の動向」「K P Iの達成状況」として、計画期間4年分の状況を示すとともに、その要因を分析した。また、4年間の「主な取組みと成果」を明らかにした。
- ・ 「プロジェクトをとりまく中長期的な課題や方向性」として、社会環境の変化などを踏まえ、今後検討していくべき課題や方向性を整理した。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響の検証

コロナ禍の影響により、事業の中止や延期など大幅な事業見直しを余儀なくされる中、創意工夫により代替策を講じてきた取組みを整理するとともに、これまでの取組みがコロナ禍で開花し、より一層の効果を発揮した実績を整理した。

ウ SDG sの理念を生かした社会的課題への対応状況の検証

県民、NPO、企業、大学、行政等の多様な主体とSDG sの理念を共有し、連携して社会的課題の解決に取り組んだ状況を整理した。

4 公表等

「点検報告書（素案）」は、県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。

また、「点検報告書（素案）」の概要版を作成し、県民意見募集等に活用する。

5 今後の予定

令和4年12月中旬

～5年1月中旬 「点検報告書（素案）」について県民意見募集等を実施

令和5年2月

「点検報告書（案）」のとりまとめ
神奈川県総合計画審議会での審議
第1回県議会定例会に報告

3月

「点検報告書」公表

《参考資料 1》

かながわグランドデザイン第3期実施計画 点検報告書 (素案)

《参考資料 2》

かながわグランドデザイン第3期実施計画 点検報告書 (素案) 概要版

Ⅱ 神奈川県食育推進計画の改定素案について

平成 30 年 3 月に策定した「神奈川県食育推進計画」（平成 30 年度～令和 4 年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

本県の食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「神奈川県食育推進計画」を改定する。

(2) 計画の性格

食育基本法第 17 条に基づく都道府県食育推進計画である。

(3) 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 改定の考え方とポイント

ア 基本方針

(ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

「食」は、未病を改善するための重要な要素であり、県民一人一人が食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することが、生涯を通じた心身の健康につながることから、栄養バランスに配慮した食事など正しい食習慣を身につけていけるよう取組を推進する。

(イ) 持続可能な食を支える食育の推進

「食」は、自然の恩恵や、食に関わる人々の様々な行動の上に成り立っており、そのことへの感謝の念や理解を深め、農林水産物の地産地消や食を取り巻く環境への配慮を実践することが持続可能な食につながるため、食に対する感謝の気持ちを培うとともに、神奈川の食に親しめるよう取組を推進する。

イ 追加する内容

横断的な視点として、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を追加する。

2 改定計画素案の概要

(1) はじめに

ア 計画策定の趣旨

イ 計画の位置づけ

ウ 計画の期間

エ 計画の対象区域

- (2) かながわの食をめぐる現状
 - ア 食生活と健康
 - イ 食を取り巻く環境
 - ウ 食に関する情報
- (3) 神奈川県が目指す食育の方向
 - ア 基本理念
 - イ 基本方針
 - (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
 - ウ 指標及び目標値
- (4) 食育推進の施策展開
 - ア 施策展開の考え方
 - (ア) 食育に係る本県の特性を活かした施策展開
 - ・ 立地と産業
 - ・ 食育推進の多様な担い手
 - ・ 食を巡る歴史と文化
 - (イ) 県、市町村、県民・関係団体・事業者等の役割と連携
 - ・ 県の役割
 - ・ 市町村に期待される役割
 - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
 - ・ 関係者との相互連携
 - イ 食育の基本的施策
 - (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 食育推進運動の展開
 - ・ 若い世代に向けた取組
 - ・ 食の安全への理解促進
 - ・ 食に関する調査・研究
 - (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 食育推進運動の展開
 - ・ 農林水産物の地産地消の促進
 - ・ 食を取り巻く環境への理解促進
 - ・ 食文化の継承の推進
 - ウ 県民、団体、事業者等に期待される取組

- (5) ライフステージごとのテーマと取組例
 - ア ライフステージごとのテーマと取組例
 - イ 食育の取組総括表

(6) 推進体制

- ア 庁内推進体制
- イ 県民との推進体制
- ウ 民間団体等との推進体制
- エ 市町村、国との推進体制
- オ 計画の達成状況の点検及び評価

<参考>

- ・ 「第3次神奈川県食育推進計画」の評価
- ・ 県内市町村の食育推進計画
- ・ 用語解説

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年12月 改定素案について県民意見募集
- 令和5年 2月 かながわ食育推進県民会議の意見を聴取
関係常任委員会で計画案を報告
- 3月 計画改定

《参考資料3》

神奈川県食育推進計画改定素案

Ⅲ 在日米軍基地におけるPFOS等の安全管理について

1 横須賀基地におけるPFOS等の流出への対応等

(1) これまでの主な経緯

6月30日、防衛省から横須賀基地内でのPFOS等の検出について情報提供があり、その後も継続的に、採水結果等について防衛省から情報提供を受けている。また、情報提供の内容等を踏まえ、神奈川県基地関係県市連絡協議会※（略称：県市協）、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会※（略称：渉外知事会）を通じて国への要請活動を行っている。

※ 神奈川県基地関係県市連絡協議会：県と基地に関係する8市で構成

構成市：横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

※ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える15都道府県で構成

構成都道府県：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

(情報提供の概要)

- 6月30日 横須賀基地内の排水処理施設の排水からPFOS等を検出（1回目採水結果）。検出原因は不明であり、調査中。
- 9月12日 2回目採水結果情報提供。米軍は対策として粒状活性炭フィルターを使用予定。また、国の調査の結果、周辺海域の海水からは暫定目標値以上のPFOS等は検出されず。
- 9月30日 3回目採水結果情報提供。米軍は11月1日までに粒状活性炭フィルターを設置予定。

※ 採水結果の詳細は「(2) 排水処理施設の排水の分析結果」参照

(要請活動の概要)

- 7月20日 県市協として、県内米軍基地におけるPFOS等を含む製品の保管・使用状況の公表、代替品への交換の早期完了等を、外務省及び防衛省に要請。
- 8月23日 他県でのPFOS等の流出事故等を踏まえ、渉外知事会として、在日米軍基地におけるPFOS等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況の情報提供等を、外務省及び防衛省に要請。
- 10月3日 県内米軍基地からの相次ぐPFOS等の流出を受け、県市協として、各流出に対する対策の実施、環境補足協定に基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。

(2) 排水処理施設の排水の分析結果

ア 情報提供概要

10月27日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・米軍が8月29日、30日及び9月29日に採水した横須賀基地排水処理施設の排水の分析結果が出た。

(採水の分析結果)

(ng/L)

サンプリング結果		PFOS	PFOA	合計	採水日	県への情報提供日	
生活排水ライン	1回目	入口	19	不検出	19	5/9	7/4
		出口	100	12	112		
	2回目	入口	15	不検出	19	7/6	9/12
		出口	97	15	112		
	3回目	入口	不検出	11,100	11,100	8/29	9/30, 10/27
		出口	442	8,150	8,592		
	4回目	入口	29	5.7	34.7	8/30	10/27
		出口	130	34	164		
	5回目	入口	不検出	6,280	6,280	9/29	10/27
		出口	不検出	11,700	11,700		
産業排水ライン	1回目	入口	不検出	不検出	不検出	5/9	7/4
		出口	30	27	57		
	2回目	入口	17	不検出	17	7/6	9/12
		出口	48	45	93		
	3回目	入口	26.9	112	138.9	8/29	9/30, 10/27
		出口	1,370	4,080	5,450		
	4回目	入口	37	6.4	43.4	8/30	10/27
		出口	180	73	253		
	5回目	入口	不検出	8,420	8,420	9/29	10/27
		出口	不検出	12,900	12,900		

※太線内が新たに常任報告するもの

- ・米軍が粒状活性炭フィルターを設置し、排水処理施設からフィルターを通して排水する計画。本格稼働開始は11月1日を予定。
- ・米側では、10月28日に採水調査を実施する予定であり、11月以降、2週間に1度、採水調査を実施予定。
- ・米軍が横須賀基地内22か所で採水調査を実施、排水流出の原因究明を進めている。
- ・また、9月30日に南関東防衛局が周辺海域で実施した分析結果は、最大で3.0 ng/L。

イ 県の対応

防衛省に次のとおり、口頭で要請した。

- ・粒状活性炭フィルター設置等の対策の着実な実施と効果の検証
- ・早期の原因究明と汚染物質除去などの抜本的な対策の実施
- ・周辺環境への影響を継続的に監視すること
- ・国として積極的な情報発信に努め、風評被害の防止に取り組むこと
- ・当該事案に対する引き続きの情報提供

ウ その後の状況

11月1日、防衛省から、同日、粒状活性炭フィルターの稼働を開始したとの情報提供があった。

2 厚木基地におけるPFOS等の流出への対応等

(1) これまでの主な経緯

9月25日、防衛省から厚木基地内でのPFOS等を含む泡消火薬剤の放出について情報提供があり、その後も継続的に、米軍の対応状況等について防衛省から情報提供を受けている。また、県市協を通じた国への要請活動、環境補足協定に基づく厚木基地への立入調査を行った。

(情報提供の概要)

- 9月25日 9月24日夜、米側から国に、厚木基地内の格納庫から泡消火薬剤が放出された旨の通報あり。24日、流出防止のための調整池の閉鎖措置、泡消火薬剤の回収・清掃等を実施。
- 9月28日 泡消火薬剤が混合した水の一部が基地内を流れる蓼川へ流出していたことが判明。流出した泡消火薬剤にはPFOS等を含んでいる。

(立入調査及び要請活動の概要)

- 10月3日 県内米軍基地からの相次ぐPFOS等の流出を受け、県市協として、各流出に対する対策の実施、環境補足協定に基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。（再掲）
- 10月6日 環境補足協定に基づき、国（防衛省、外務省、環境省）、大和市及び綾瀬市とともに厚木基地へ立ち入り、採水を実施。

(2) 基地内調整池の水の蓼川への放流及び運用再開

ア 経緯

- 10月7日 防衛省から、米軍が調整池の水を、粒状活性炭フィルターを通した上で蓼川に放流すること等の情報提供があった。
- 10月13日 防衛省から、米軍が調整池の水がなくなるまで、放流を継続すること等の情報提供があった。
- 10月21日 防衛省から、米軍が調整池からの放流を完了し、調整池を洗浄等した上で、調整池の利用を再開したこと等の情報提供があった。

(10月7日の情報提供の概要)

- ・10月2日から、厚木基地内調整池の水の粒状活性炭フィルターによる循環を開始した。
- ・循環中の粒状活性炭フィルターの入口と出口において2回サンプリングを実施し、分析したところ、次のとおりであった。
入口 1079ng/L、1084ng/L 出口 4.6ng/L、4.8ng/L
※ 数値はいずれもPFOS及びPFOAの合算値
- ・これらの結果を受け、今週末の降雨によるオーバーフローを懸念し、調整池から粒状活性炭フィルターを通した水は、調整池には戻さず、蓼川に放流する。

(10月13日の情報提供の概要)

- ・10月7日以降、継続的に放流を実施。
- ・調整池の水がなくなるまで、放流を続ける予定。
- ・放流完了後、調整池に堆積した泥をコンテナに収容し、処分する計画。

(10月21日の情報提供の概要)

- ・10月7日から実施していた調整池から粒状活性炭フィルターを通しての放流が15日に完了、16日に調整池内に堆積していた泥の回収、洗浄を実施。・回収した泥等は国内の廃棄物処理法の許可を受けた施設で焼却予定。
- ・洪水調整機能の維持の観点から、10月20日、調整池から蓼川までのゲートを開放し、通常の運用体制となった。
- ・厚木基地では、12月に泡消火薬剤の交換を完了する計画。

イ 県の対応

防衛省に対して、10月7日に調整池の水の放流の情報を受けた際は、放流に当たっての安全確保、周辺環境への影響防止対策等を、10月13日に調整池の水の放流継続の情報提供を受けた際は、地元自治体に対する十分な事前調整、河川への影響の確認等を口頭で要請した。

また、10月21日に調整池の運用再開の情報を受けた際は、次のとおり口頭で要請した。

- ・ 泡消火薬剤の早急な交換等、万全な管理等による再発防止
- ・ 採水の継続的な実施等による周辺環境への影響の確認
- ・ 自治体による厚木基地での現地確認の実現。引き続きの情報提供
- ・ 泥等の処分に当たっての安全確保、国内法令等遵守
- ・ 環境に影響を及ぼす事故への対応に当たり地元住民への丁寧な説明、地元自治体との十分な調整

参考：厚木基地周辺での採水結果

- ・ 9月27日、県が基地周辺の河川で採水し、分析した結果、蓼川の厚木基地下流でPFOSとPFOAの合計値190ng/Lを検出。（10月18日公表）
- ・ 9月28日、防衛省が蓼川（基地の外）で採水し、分析した結果、厚木基地下流でPFOSとPFOAの合計値180ng/Lを検出。（10月21日公表）

IV かながわ農業活性化指針の改定素案について

県では、神奈川県都市農業推進条例に基づき、かながわ農業活性化指針（以下「指針」という。）を策定し、農業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。平成29年3月の前回改定から5年が経過し、農業を取り巻く環境が大きく変化していることから、指針を改定することとし、改定骨子案について、令和4年9月の当常任委員会に報告した。

このたび、指針の改定素案を作成したので報告する。

1 改定素案の概要

(1) 趣旨

国の「食料・農業・農村基本計画」の改定や「みどりの食料システム戦略」の策定、経済連携協定や自由貿易協定の発効、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済環境への影響、スマート技術の実用化など、農業を取り巻く環境が大きく変化したことから、これらに対応するため指針を改定する。

(2) 指針の期間

2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間

(3) 目指す姿

- ア 農業者が意欲を持って安定的に生産を行い、優良農地の有効活用が図られ、次世代に引き継がれている。
- イ 県民が都市農業をより深く理解し、新鮮で安全・安心な県産農畜産物を選んで利用し、よろこんでいる。
- ウ 環境と調和した持続可能な農業が営まれ、農業の有する多面的機能が発揮されている。

(4) 基本目標

「農業の活性化による地産地消の推進」
— 魅力ある農業を次世代につなぐ —

(5) 総合的な数値目標

基本目標の達成に向けた施策の総合的な推進による成果を表す数値目標として、「農地面積」と「農業産出額（耕種・畜産）」を設定した。
農地面積は、農地の転用や荒廃化により推計では減少するが、各種施

策により減少を抑制し、生産性の向上や生産コストの削減などに取り組むことで、農業産出額は維持・増加を目指す。

項目	基準値	目標値
農地面積	2021（令和3）年 18,200ha	2032（令和14）年 16,600ha
農業産出額（耕種）	2020（令和2）年 512億円	2032（令和14）年 580億円
農業産出額（畜産）	2020（令和2）年 147億円	2032（令和14）年 147億円

(6) 施策の方向

目指す姿及び基本目標を実現するため、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間で取り組む施策の方向は、次のとおりとする。

- ア 【生産】 しっかりつくる、引き継ぐ
- イ 【消費】 県民にとどける、よろこばれる
- ウ 【環境】 環境にやさしい、まもる

(7) 取組内容

ア 施策の方向1【生産】しっかりつくる、引き継ぐ

(ア) 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援

担い手の育成・確保のため、経営の発展段階に応じた支援に取り組むとともに、地域の農業生産や必要な農地を確保するため、小規模経営体の農業生産の継続、農福連携の取組等を支援する。

(イ) 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援

生産性や収益性の向上のため、スマート技術の導入支援や農業資材価格高騰対策、畜産における飼料生産基盤強化に向けた支援を推進する。

(ウ) 新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及

農業経営の安定化を図るため、新品種の育成、農畜産物の高品質・安定生産技術等の開発、それらの品種や技術の速やかな生産現場への普及に取り組む。

(エ) 畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援

持続可能な畜産業を実現するため、生産性や収益性の向上、臭気低減等による都市環境との調和、販売の促進、家畜伝染病の防疫対策の強化等に取り組む。

- (オ) 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用
農業経営の安定化と継承を図るため、生産基盤の整備の推進と農地の集積・集約化を促進する。
 - (カ) 災害等のリスク対策の取組強化
自然災害や家畜伝染病など農畜産業を脅かすリスクに対応するため、セーフティネットへの加入促進や農業用施設の防災・減災対策、家畜伝染病の発生に備えた危機管理体制の強化を推進する。
- イ 施策の方向2【消費】県民にとどける、よろこばれる
- (ア) 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援
県産農畜産物の認知度を高め、消費拡大を図るため、ブランド力向上の取組や6次産業化を支援する。
 - (イ) ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援
県民や市場のニーズに応じて新鮮で安全・安心な農畜産物を提供するため、販路拡大や地域の活性化につながる観光農業や直売所の取組を支援する。
 - (ウ) 農畜産物の安全対策と食育の推進
県産農畜産物の提供を通じて県民の健康維持に寄与するため、安全・安心の確保とともに、食育等に取り組む。
- ウ 施策の方向3【環境】環境にやさしい、まもる
- (ア) 環境に配慮した農業の推進
環境と調和する農業を実現するため、有機農業を含む環境保全型農業や未利用資源を活用した農業生産を推進するとともに、省エネ対策等を支援する。
 - (イ) 農地等の活用・保全
農地等の有効活用と保全を図り、農業の有する多面的機能を発揮させるため、水路の維持管理など地域ぐるみの共同活動や県民と連携した農地の活用を促進する。
 - (ウ) 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進
都市と農業の共存を図るため、県民の農業への理解促進に取り組むとともに、農業者と消費者である県民とが触れ合える場所や機会の確保に取り組む。
 - (エ) 鳥獣被害対策の推進
農作物被害を軽減し、農業生産活動を継続するため、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策等を支援する。

2 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年12月 改定素案について県民意見募集
- 令和5年 1月 市町村等への改定素案の説明
- 2月 都市農業推進審議会で改定案を審議、答申
環境農政常任委員会へ改定案を報告
- 3月 指針改定

《参考資料4》

かながわ農業活性化指針改定素案